

介護付有料老人ホーム クローバーガーデン運営規程

(事業の目的)

第1条 1 医療法人篠原湘南クリニックが開設する介護付有料老人ホーム クローバーガーデン(以下「事業所」という。)が行う特定施設入居者生活介護(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1 特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称等は、次のとおりとする。

- 1 名 称 介護付有料老人ホーム クローバーガーデン
- 2 所在地 藤沢市片瀬4丁目10番22号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名(常勤)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 生活相談員 1名(常勤兼務)
入居者及び家族との生活全般に関する相談業務を行う。
- 3 計画作成担当者 1名(常勤兼務)
入居者の介護サービス計画の作成業務を行う。
- 4 看護職員 7名(常勤専従) 2名(非常勤専従)
入居者の健康管理等に関する業務を行う。
- 5 介護職員 17名(常勤専従) 4名(非常勤専従)
入居者への介護サービスの提供業務を行う。

6 機能訓練指導員

看護師 1名(常勤専従)

日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(入所定員及び居室数)

第5条 入居者定員は30名 居室数は30室とする。

(特定施設入居者生活介護のサービス内容)

第6条 指定特定施設入居者生活介護のサービス内容は、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、定期的な健康チェック、機能訓練及び療養上の世話等を行うこととする。

(利用料等)

第7条 指定特定施設入居者生活介護を提供した利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし当該指定特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に定める利用者負担の割合の額とする。詳細は別添の料金表のとおりとする。

(介護居室を変更する場合の条件及び手続き)

第8条 利用者が居室を変更する場合の条件及び手続きについては、以下に従って行うこととする。
介護居室から介護居室への移り住み又は住み替えが必要になった場合には、医師の意見を聞くほか、6ヶ月の観察期間を設けたうえ変更先の居室の概要、提供サービスの内容、権利の変更、費用負担の増減等について本人に説明し本人の同意を得て、住み替えていただくことがある。
本人の同意を得るとともに、状況に応じて身元引受人の同意を得ることとする。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第9条 1 事業所の利用に当たっては、以下の様な留意事項を遵守し良好な環境の保持に努めるよう対応していただきます。
2 事業所内(館内及び施設内)は禁煙といたします。
3 入居者等が故意又は過失或いは不当な使用により一般居室等を損傷又は汚損したときはこれらの補修に要する費用は入居者の負担とします。
4 定める利用時間を超えて共用施設等を利用するときは施設長の承認を得るものとします。
5 テレビ、オーディオ等の音量は他の入居者に迷惑をかける恐れがありますので、お互いに他の入居者の生活を侵さないよう配慮願います。

(緊急時等における対応方法)

第10条 介護サービス提供中に、利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡をとり、適切な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

- 第11条 1 非常災害が発生した場合は、「消防計画」に従い、利用者の避難等について適切な処置を講じます。
- 2 非常事に備え、定期的に地域の協力機関と連携を図り、避難訓練等を行います。
 - 3 スプリンクラー、自動火災報知機、避難階段、誘導灯などの防災設備は法令を順守しています。

(秘密保持等)

- 第12条 1 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第13条 管理者は、提供した指定特定施設入所者生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第14条 1 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
 - 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

- 第15条 1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(高齢者虐待防止の推進)

- 第16条 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- 2 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 3 虐待の防止のための、指針を整備する。
 - 4 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - 5 措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 1 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1) 採用時研修 採用後15日以内
 - 2) 継続研修 年1回
- 2 その他運営に関する重要事項として、利用契約において事業者の守秘義務、損害賠償義務、苦情処理等について規定し、これらに従った対応をおこないます。
- 1) この規定に定める事項の他に、指定特定施設等のサービス提供上で重要な事項が生じた場合には、事業者はその都度適切な対応を図り、利用者保護の観点に立って、問題の解決に当たります。
 - 2) 問題の対応策又は対応結果については、運営懇談会等において説明し、利用者の理解を得るように努めます。

附 則

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

平成30年 8月 1日 改訂

令和 2年 8月 1日 改訂

令和 3年 4月 1日 改訂

令和 3年 8月 1日 改訂

令和 7年 4月 1日 改訂